

第5章 大学知的財産本部の運営での問題点と対応

5.1 知的財産本部運営費用の確保

〔問題点〕

知的財産本部の運営にかかる費用をいかに確保するかは大きな問題である。現在は一部の知的財産本部やTLOには国からの助成があり、国立大学法人の日本特許出願については、出願料、審査請求料、維持年金など免除されており、外国出願については、価値あると判断されたものについてJST（科学技術振興機構）からの支援がある。

しかしながらこのような支援制度が終了した後、大学の知的財産本部の運営費用をいかに確保したらよいのであろうか。

大学が生み出した知的財産権をライセンスし、その実施料でこの経費を賄えば問題はない。しかし多くの有力特許を所有するか、あるいはいわゆるホームラン特許でも出ない限り、多額の実施料収入を得ることは非常に難しい。

〔対応〕

①知的財産運営費用の確保

有力特許の取得、活用に全力をあげ、大学特許の譲渡、ライセンス収入を確保することが基本ではあるが、それ以外に、財源を確保する必要がある。そのために考えられることは、「第4章 特許の取得・活用以外の知的財産活動の意義」で述べた知的財産本部のその他の活動に対する費用として確保することであろう。そのためには、知的財産本部のこれら活動の成果を大学や研究者に理解してもらうことが必要である。財源としては、

- ・受託研究費、共同研究費の間接経費の一部
- ・政府競争的研究費の一部
- ・学内一般経費より配分

などが考えられる。

平成16年度大学等における外部資金受入額

区分	共同研究	受託研究	実施料収入	寄付金	治験等	合計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
総計	264	1,012	5	631	163	2,076
国立大学等	219	772	4	631	83	1,710
私立大学等	36	209	1	—	69	316
公立大学等	8	30	0	—	11	50

平成17年6月22日文科科学省「平成16年度大学等における産学連携等実施状況報告書」より

平成16年度大学等における発明・出願・保有・活用状況

	発明届出件数	特許出願件数		特許権実施件数	実施料収入 千円
		総計	国内 外国		
総計	8,833	5,994 5,085 909	2,946 2,173 773	477	542,509
国立大学等	6,968	4,152 3,756 396	1,947 1,254 693	223	415,997
私立大学等	1,590	1,720 1,214 506	974 895 79	247	124,893
公立大学等	275	122 115 7	25 24 1	7	1,619

平成17年6月22日文科科学省「平成16年度大学等における産学連携等実施状況報告書」より

上の表は、平成16年度大学外部資金受け入れ状況、及び平成16年度大学特許出願状況等を示す表である。

これらの表によれば、大学に入っている外部資金として特許等の実施料収入はわずかに5億円程度であるが、共同研究費、受託研究費、寄付金など合わせると、2000億円になっている。一方特許等の出願件数は国内約5000件、外国約1000件であり、この規模の出願件数は、日本の大手電機メーカー1社の出願規模に相当する。大手電機メーカーの

数値を想定してみると、

- 国内出願 年間 3,000 件～13,000 件
- 外国出願 年間 1,000 件～5,000 件（国別）
- 知的財産部員 100 名～600 名
- 知的財産経費（部門経費と出願費用） 年間 50 億円～300 億円

ぐらいであろう。

企業においてはこの予算の中に、他社特許の防衛のための費用も含まれている（ただし、他社に支払う特許実施料は除く）ので、大学の特許費用はこれ以下で賄うことが可能と考える。

従って、現在、外部からの資金の 10～30%を間接経費としている大学が多いので、この間接経費の一部を特許経費とすることは可能と考える。

5. 2 知的財産人材の確保

〔問題点〕

大学の研究成果である発明の内容は高度のものが多く、専門的知識のないものが理解するにはかなり困難なものが多い。しかも一大学の研究範囲は非常に広いにもかかわらず、それを扱う特許担当者の数は少ない。したがって一人の特許担当者が扱う発明の技術範囲は広く、このような範囲の各種発明を理解し、将来性を判断して評価を行うことは非常に難しい。このような人材をいかに確保するかという事が今後の問題である。

しかし、大学の知的財産担当者は以下のような課題を有している。

- ・大手企業の研究開発分野の範囲に比べて大学の研究分野の範囲は大きい。
- ・大学知的財産本部は広い大学研究分野をカバーする必要がある。
- ・大学の研究者はまだ特許に慣れていない。時間が必要。
- ・一般に大学の研究者は自らが特許によって痛い目にあった経験が無い。

〔対応〕

知的財産人材の確保については、企業の知的財産専門家の採用が現実的であり、量的にはあまり問題ないと思うが、上記問題点で指摘したような優秀な人材の確保を各大学毎に行うことは困難と思われる。そのため、出願業務、維持管理業務、技術移転業務を外部機関（JSTなど）に委託し、大学は研究室との連絡などの窓口業務を主体とするという方を今後検討していくべきと考える。

5.3 大学知的財産本部運営の可能な方向

現実的な対応として、以下のようなことが考えられる。

- ・ 出願数を絞り、少人数のスタッフで出願業務を行う
- ・ 共同研究・受託研究費の間接経費から知的財産運営費を負担する
- ・ 届出があった発明のうち大学が承継するのは、発明者が具体的に移転先を例示した発明やTLOが引き受けると明言した発明とし、件数を極力絞る
- ・ 知的財産教育、就職活動支援、法務事務部門としての活動を業務の一部とすることによって人員と運営費を確保する
- ・ 卒業生の知的財産専門家による協力を得る